

日常生活回復に向けて

国の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年9月9日）において、『ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方』が示され、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、一定の条件の下で、様々な行動制限の縮小・見直しを進めていくこととされた。

各分野における制限緩和の基本的方向性は以下のとおりであり、今後、自治体や事業者等との議論を踏まえて具体化が進められる予定。

【基本的方向性】

飲食

ワクチン接種者、未接種者が分け隔てなく利用できるよう、今後技術実証を実施

ワクチン・検査パッケージや第三者認証の活用、それらの組み合わせに応じ、緊急事態措置区域等において、営業時間、酒類提供、会食等の制限について緩和

【例】

- 取組が先行している第三者認証制度を活用し、認証を受けた飲食店においては、営業時間等の制限を緩和
- さらに、例えば、ワクチン・検査パッケージを利用したグループの会食については、人数制限を緩和



イベント

今後の技術実証を踏まえたワクチン・検査パッケージを活用しつつ、次のような枠組で制限緩和

- 個々のイベントについて、安全計画（マスク着用、大声の抑制などの基本的感染対策や直行・直帰の徹底など感染防止策をパッケージで記載した計画）の策定、QRコードによる感染経路の追跡などの手法の活用を含む、包括的感染対策を実施した上で、
- 緊急事態措置区域等以外の地域においては、人数制限等について緩和・撤廃
- 緊急事態措置区域等においても、人数制限等を緩和することを検討



人の移動

旅行を始めとした県をまたぐ移動について、ワクチン・検査を受けた者に次のような制限緩和

- 緊急事態措置区域等との間の移動に関し、原則、ワクチン・検査を受けた者は、県をまたぐ移動について国として自粛要請の対象に含めない
- これら対象者は、感染の状況を十分に踏まえつつ、ワクチン・検査パッケージも活用して、観光振興策の実施を検討（移動先でリスクの高い行動を避けることが前提）



学校

引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を実施

緊急事態措置区域等において、大学等の部活動や課外活動における感染リスクの高い活動についても、ワクチン・検査パッケージを活用すること等により、原則可能

